

一般国道36号恵庭市「道の駅」の駐車場の維持管理に関する覚書

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所長（以下「甲」という。）と恵庭市長（以下「乙」という。）とは、一般国道36号恵庭市南島松に甲及び乙が設置した「道の駅」の駐車場の維持管理について、下記のとおり覚書を取り交わすものである。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が整備する国道の休憩施設としての駐車場と、乙が整備する地域振興施設とが連携した「道の駅」の利用促進、及び利便性の向上を図り、安全で快適な道路交通環境の形成と地域振興に寄与するため、「道の駅」に併設する駐車場の適切な維持管理方法を定めることを目的とする。

（区分）

第2条 この駐車場の甲及び乙の所有区分は、土地の区分とする。

（補修）

第3条 この駐車場の補修については、甲及び乙の所有区分により、それぞれが行うものとする。

（維持管理）

第4条 この駐車場の維持管理及びこれに伴う費用の負担は乙が行うものとする。

2 この駐車場の維持管理に関する第三者からの苦情等については、乙の責任において処理するものとする。

（増改築等）

第5条 甲及び乙は、この駐車場を増改築する場合は、あらかじめ協議するものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定める事項について変更しようとするとき若しくは疑義が生じたとき、または、この覚書に定めがない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年1月17日

甲 北海道開発局 札幌開発建設部
千歳道路事務所長 澤田 順



乙 北海道恵庭市
恵庭市長 中島 興

